



平成23年3月12日(8:30)

【照会先】 社会·援護局総務課災害救助·救援対策室 災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899) 救 助 係 長 吉田 卓郎 (内線2819) (代表電話)03(5253)1111 (直通電話)03(3595)2614

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について (第3報)

災害の概要

東北地方太平洋沖を震源とする地震により、岩手県及び宮城県において、多数の者が生命又は身体に危 害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、岩手県及び宮城県は災害 救助法の適用を決定した。

また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要がある ため、東京都は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【岩手県】				
宮古市 (みやこし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩 手県及び宮城県において、多数の者が生命又は身体		
大船渡市(おおふなとし)	"	に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して		
久慈市 (くじし)	"	継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発		
陸前高田市 (りくぜんたかたし)	"	生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。		
釜石市 (かまいしし)	"			
上閉伊郡大槌町 (かみへいいぐんおおつちちょう)	IJ			
下閉伊郡山田町 (しもへいいぐんやまだまち)	IJ			
下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわいずみちょう)	JJ			
下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら)	11			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【岩手県】				
下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県及び宮城県において、多数の者が生命又は身体になって、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		
九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら)	11	に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して 継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発		
九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)	11	生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。		
【宮城県】				
仙台市(せんだいし)	3月11日			
石巻市(いしのまきし)	11			
塩竃市 (しおがまし)	11			
気仙沼市 (Itthatl)	11			
白石市 (しろいしし)	11			
名取市 (なとりし)	11			
角田市(かくだし)	11			
多賀城市 (たがじょうし)	"			
岩沼市 (whatl)	11			
登米市(とめし)	"			
栗原市(くりはらし)	"			
東松島市 (ひがしまつしまし)	"			
大崎市(おおさきし)	"			
メリ田郡蔵王町 (かったぐんざおうまち)	"			
柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち)	II			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【宮城県】				
柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩 手県及び宮城県において、多数の者が生命又は身体		
亘理郡亘理町 (わたりぐんわたりちょう)	"	に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して 継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発		
亘理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう)	"	生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。		
宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)	JJ			
宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち)	IJ			
宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちょう)	II.			
黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちょう)	II.			
黒川郡富谷町 (くろかわぐんとみやまち)	II.			
黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら)	II			
遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちょう)	"			
牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちょう)	JJ			
本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちょう)	II			
刈田郡七ヶ宿町 (かったぐんしちかしゅくまち)	IJ			
柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち)	"			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【宮城県】				
柴田郡柴田町 (しばなぐんしばたまち)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩 手県及び宮城県において、多数の者が生命又は身体 に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して		
伊具郡丸森町 (いぐぐんまるもりまち)	JJ	継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発		
黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう)	JJ	生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。		
加美郡色麻町(かみぐんしかまちょう)	JJ			
加美郡加美町(かみぐんかみまち)	JJ			
遠田郡美里町 (とおだぐんみさとまち)	,,			
【東京都】				
※千代田区 (ちよだく)	3月11日			
※中央区(ちゅうおうく)	11			
※港区 (みなとく)	11			
※新宿区(しんじゅくく)	"			
※文京区(ぶんきょうく)	JJ			
※台東区(たいとうく)	JJ			
※墨田区 (すみだく)	JJ			
※江東区 (こうとうく)	JJ			
※品川区 (しながわく)	"			
※目黒区 (めぐろく)	"			
※大田区 (おおたく)	"			
※世田谷区(せたがやく)	11			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【東京都】				
※渋谷区 (しぶやく)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩		
※中野区 (なかのく)	JJ	手県及び宮城県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して		
※杉並区 (すぎなみく)	JJ	継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発		
※豊島区 (としまく)	"	生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。		
※北区 (きたく)	IJ.			
※荒川区 (あらかわく)	IJ.			
※板橋区 (いたばしく)	JJ			
※練馬区 (ねりまく)	II.			
※足立区 (あだちく)	II.			
※葛飾区 (かつしかく)	II.			
※江戸川区 (えどがわく)	II.			
※八王子市 (はちおうじし)	II.			
※立川市 (たちかわし)	JJ			
※三鷹市 (みたかし)	II.			
※青梅市 (おうめし)	"			
※府中市 (ふちゅうし)	"			
※昭島市 (あきしまし)	"			
※調布市 (ちょうふし)	"			
※町田市 (まちだし)	IJ.			
※小金井市 (こがねいし)	JJ			
※小平市 (こだいらし)	JJ			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考	
【東京都】					
※日野市 (ひのし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩			
※東村山市(ひがしむらやまし)	11	に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して 継続的に救助が必要となっている。	継続的に救助が必要となっている。		
※国分寺市(こくぶんじし)	11	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生			
※国立市 (くにたちし)	11	じている。			
※福生市 (ふっさし)	11				
※東大和市(ひがしやまとし)	11				
※清瀬市 (きよせし)	11				
※多摩市 (たまし)	11				
※稲城市 (いなぎし)	11				
※羽村市 (はならし)	11				
※あきる野市 (あきるのし)	11				
※西東京市 (にしとうきょうし)	"				
※西多摩郡瑞穂町 (にしたまぐんみずほまち)	11				

<注>※は今回適用分

2 今までにとられた措置

・避難所の設置、炊出しその他による食品の給与 等